

令和6年6月27日

(名称) 大樹町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大樹町内を運行する公共交通機関は、1987年に廃止となった国鉄広尾線の廃止代替路線として、帯広市と大樹町、広尾町を結ぶバス路線として、十勝バス（株）により広尾線が運行されている。このほか、大樹町独自に町民の生活移動の確保を目的に、町内各地区と市街地の道の駅を結ぶ路線として、ふれあいバス及び通院バス等を運行しているが、これら公共交通は、郊外部を中心に運行されており、市街地の多くは公共交通空白地域となっている。

この問題点を解決すべく、令和3年5月に策定した「大樹町地域公共交通計画」では、「施策①：市街地の各種施設を回遊する「市街地循環バス」の運行」を掲げ、町民の生活移動の充実を行うことを目的に、令和4年12月から市街地に立地している生活利便施設と市街地住宅街を繋ぐ、市街地循環バスを運行しており、継続的に町民の生活移動の充実を確保するため、市街地循環バスの維持確保を行う。

（大樹町地域公共交通計画 P65及びP66参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

目標① 市街地循環バスの利用者数を2,500人以上とする。

目標② 市街地循環バスの収支率を4.0%以上とする。

目標③ 市街地循環バスへの公的資金投入額を6,004千円以内とする。

（大樹町地域公共交通計画 P78 及び P79 参照）

（2）事業の効果

公共交通空白地域となっている市街地を循環する「市街地循環バス」を運行させることで、市街地に居住する高齢者等の町民の足の確保を行うとともに、市街地に外出する機会を創出することで、地域活性化に寄与することが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 施策①：市街地の各種生活利便施設を回遊する市街地循環バスの運行（大樹町、交通事業者、会議）
- 施策④：道の駅における交通拠点機能の強化（大樹町、交通事業者、会議）
- 施策⑤：町内を運行する全ての公共交通を網羅した公共交通マップの作成・配布（大樹町、会議）
- 施策⑥：全町民を対象とした公共交通乗り方教室や試乗会の実施（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、交通事業者、会議）
- 施策⑦：町民とともに検討し続ける公共交通利活用ワークショップの開催（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、会議）
- 施策⑧：町民等が利用したくなる運賃施策の検討・実施（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、会議）
- 施策⑨：町内小中学生を対象とした町内公共交通を考える機会の創出（大樹町、教育委員会、その他関係組織、会議）
- 施策⑪：大樹町地域公共交通会議の機能強化（大樹町、会議）

（大樹町地域公共交通計画 P65～P66、P69～P74、P76 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行に係る経費については、国庫補助金を差し引いた差額分を大樹町が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

評価手法：目標① 運行事業者からの提供データ等による把握

目標② 大樹町決算資料等による把握

目標③ 大樹町決算資料等による把握

測定方法：目標① 運行事業者からの情報提供

目標② 大樹町関係部署からの情報提供

目標③ 大樹町関係部署からの情報提供

（大樹町地域公共交通計画 P80 参照）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

市街地循環バスは、市街地の公共交通空白地域に居住する町民の移動手段の確保を目的に運行を開始した路線である。一方で現在、町で保有する車両は乗車定員が10名（運転手含む）となっており、定員超えにより乗車を断る場面も生じており、利用者の利便性確保の観点からも早期に解決すべき課題となっている。以上のことから、現車両より乗車定員数の多い小型車両を早期に1台購入し、車両の更新を行う必要がある。

【計画変更】

購入を予定していた車両の受注が制限されており、納車の目途が立たないことから、本補助年度中の取得を見送ることとする。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

目標① 市街地循環バスの利用者数を2,500人以上とする。

目標② 市街地循環バスの収支率を4.0%以上とする。

目標③ 市街地循環バスへの公的資金投入額を6,004千円以内とする。

(大樹町地域公共交通計画 P78 及び P79 参照)

【計画変更】

車両の取得を見送ったため該当なし

(2) 事業の効果

公共交通空白地域となっている市街地を循環する「市街地循環バス」を運行させることで、市街地に居住する高齢者等の町民の足の確保を行うとともに、市街地に外出する機会を創出することで、地域活性化に寄与することが期待されるとともに、車両購入により利用者の利便性の向上が図られる。

【計画変更】

車両の取得を見送ったため該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表6を添付。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する市街地循環バスの車両の取得について、購入費用総額のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を大樹町が負担することとしている。

【計画変更】

車両の取得を見送ったため該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 31 年 03 月 20 日	平成 30 年度	第 1 回	会議立ち上げ及び自動運転実証実験内容の協議
令和 02 年 04 月 14 日	令和 2 年度	第 1 回	会議規約の変更及び計画策定の協議
令和 02 年 12 月 02 日	令和 2 年度	第 2 回	計画たたき台及び実証運行計画たたき台の協議
令和 03 年 01 月 12 日	令和 2 年度	第 3 回	事業評価
令和 03 年 03 月 19 日	令和 2 年度	第 4 回	実証運行結果の共有及び計画素案の協議
令和 03 年 04 月 19 日	令和 3 年度	第 1 回	計画素案の協議
令和 03 年 05 月 25 日	令和 3 年度	第 2 回	計画最終案の協議
令和 03 年 08 月 31 日	令和 3 年度	第 3 回	実証運行計画の協議
令和 04 年 03 月 30 日	令和 3 年度	第 4 回	実証運行結果の共有及び本格運行までのスケジュール確認
令和 04 年 05 月 09 日	令和 4 年度	第 1 回	令和 4 年度事業計画案・予算案
令和 04 年 06 月 20 日	令和 4 年度	第 2 回	本格運行計画の協議及び計画の合意
令和 05 年 05 月 08 日	令和 5 年度	第 1 回	令和 5 年度事業計画案・予算案
令和 05 年 06 月 21 日	令和 5 年度	第 2 回	フィーダー申請の協議（承認）
令和 06 年 01 月 10 日	令和 5 年度	第 3 回	事業評価
令和 06 年 02 月 16 日	令和 5 年度	第 4 回	大樹町地域公共交通計画一部改定、コミバスルート及びダイヤ変更、フィーダー計画変更（承認）
令和 06 年 06 月 24 日	令和 6 年度	第 1 回	令和 6 年度事業計画案・予算案
令和 07 年 01 月 08 日	令和 6 年度	第 2 回	フィーダー計画（変更）協議（承認）
令和 07 年 06 月 27 日	令和 7 年度	第 1 回	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
			令和 7 年度事業計画案・予算案
			フィーダー申請の協議
			「交通空白」解消緊急対策事業について

19. 利用者等の意見の反映状況

本計画策定にあたり、令和元年度に北海道開発局と連携した自動運転実証実験を実施したほか、令和2年度、令和3年度に計3か月半の実証実験を行い、町民等の利用者からの改善に向けた聞き取りを実施してきた。

また、令和3年度に町民を対象とした町内交通に関する意見交換会を開催し、町内公共交通網の改善策の聞き取りを行ったほか、大樹町地域公共交通計画策定時には、施策の方向性を検討するにあたり、町民を対象としたアンケート調査のほか、町内公共交通利用者の利用者動向の把握、町内各世代を対象とした意見交換会を開催した。

令和4年度からは、市街地循環バスの本格運行を開始しており、バス運転手や大樹町役場に寄せられた要望などを基に継続的な見直し検討を実施しており、その中において、町民からの要望を踏まえ、令和6年4月以降、バスルートの一部を変更し利用者の利便性向上を図った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道広尾郡大樹町東本通33番地

(所 属) 大樹町 企画商工課

(氏 名) 係長 佐藤 拓海

(電 話) 01558-6-2113

(e-mail) kikaku-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。